平成二九年一〇月～平成三〇年九月	平成三二年四月～平成三三年三月	一、五〇〇万円	一、〇〇〇万円
平成三〇年一〇月～平成三一年六月	平成三三年四月～平成三三年一二月	一、二〇〇万円	七〇〇万円

(二)　住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		耐震等住宅用家屋	上記以外の住宅用家屋
改正前	改正後		
平成二八年一月～平成二九年九月	平成二八年一月～平成三二年三月	一、二〇〇万円	七〇〇万円
平成二九年一〇月～平成三〇年九月	平成三二年四月～平成三三年三月	一、〇〇〇万円	五〇〇万円
平成三〇年一〇月～平成三一年六月	平成三三年四月～平成三三年一二月	八〇〇万円	三〇〇万円

四　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用期限を平成三三年一二月三一日まで二年六月延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

2　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間を次のとおりとすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係）

(一)　特別住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		耐震等住宅用家屋	上記以外の住宅用家屋
改正前	改正後		
平成二八年一〇月～平成二九年九月	平成三一年四月～平成三二年三月	三、〇〇〇万円	二、五〇〇万円
平成二九年一〇月～平成三一年六月	平成三二年四月～平成三三年一二月	一、〇〇〇万円	一、〇〇〇万円

(二)　住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		耐震等住宅用家屋	上記以外の住宅用家屋
改正前	改正後		
～平成三一年六月	～平成三三年一二月	一、五〇〇万円	一、〇〇〇万円

五　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（法律第八六号）（総務省）

一　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正関係

1　消費税の収入額に対する地方交付税の率について、以下の措置を講ずることとした。

(一)　平成三一年度から二〇・八パーセント（消費税率換算一・四七パーセント）とすることとした。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第四条関係）

(二)　平成三二年度から一九・五パーセント（消費税率換算一・五二パーセント）とすることとした。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第五条関係）

(三)　(一)の施行期日を平成三一年四月一日とし、(二)の施行期日を平成三二年四月一日とすることとした。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条関係）

2　地方消費税の税率の七八分の二二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げに係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条関係）

二　地方税法の一部改正関係

個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三三年まで延長することとした。（地方税法附則第五条の四の二及び第四五条関係）

三　地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条及び第四条関係）

(二)　特定寄附金税額控除に係る控除額の変更に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条、第四条及び第一七条関係）

2　事業税

(一)　都道府県が、納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付する交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の創設に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。ただし、平成三一年度に限り、市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三二年度に市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金に加算して交付することとした。（平成二八年改正法附則第一条及び第六条関係）

(二)　6の㈣に伴い、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の標準税率の変更に伴う経過措置について、次のとおり見直すこととした。（平成二八年改正法附則第五条関係）

(1)　資本金一億円超の普通法人のうち平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四〇億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二八年三月三一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が三〇億円以下の法人についてはその超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三〇億円超四〇億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて二分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。